

2021年2月15日

一般社団法人衛星放送協会
スカパー J S A T株式会社

令和3年福島県沖を震源とする地震による災害の被害を受けられた方々への 視聴料等の免除について 【第1報】

令和3年福島県沖を震源とする地震による災害により被災された皆さまには謹んでお見舞い申し上げます。

CSなど衛星放送事業に関わる78社が組織する一般社団法人衛星放送協会（事務局：東京都港区、会長：小野 直路）とスカパー J S A T株式会社（本社：東京都港区、代表取締役 執行役員社長：米倉 英一）は、令和3年福島県沖を震源とする地震による災害により、2月13日に災害救助法が適用された福島県は8市9町において、「スカパー！」をご契約されているお客様を対象に、お申し出により被災状況によって視聴が困難と認められた場合、視聴料等を免除することを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 免除対象地域

【福島県】

福島市（ふくしまし）
郡山市（こおりやまし）
白河市（しらかわし）
須賀川市（すかがわし）
相馬市（そうまし）
南相馬市（みなみそうまし）
伊達市（だてし）
本宮市（もとみやし）
伊達郡桑折町（だてぐんこおりまち）
伊達郡国見町（だてぐんくにみまち）
岩瀬郡鏡石町（いわせぐんかがみいしまち）
大沼郡会津美里町（おおぬまぐんあいづみさとまち）
双葉郡広野町（ふたばぐんひろのまち）
双葉郡檜葉町（ふたばぐんならはまち）
双葉郡富岡町（ふたばぐんとみおかまち）
双葉郡浪江町（ふたばぐんなみえまち）
相馬郡新地町（そうまぐんしんちまち）

2. 免除となる料金の内訳

月額基本料、視聴料（スカパー！の月額視聴料、PPV 視聴料を含みます。また、金額はお客様の視聴契約内容によって異なります。）、月刊ガイド誌料、スカパー！オンデマンドご利用料金

3. お客様からの問い合わせ先

ご相談専用ダイヤル

TEL：0120-085-550（10:00～20:00、無休）

以上

* 報道関係からのお問い合わせ先：スカパー J S A T株式会社 広報・IR 部

TEL：03-5571-7600

FAX：03-5571-1760

E-mail:pr@sptvjsat.com